

茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第6号

茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員通勤手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等（第6条に規定する駐車場等をいう。以下この条において同じ。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第6条第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に定める額」を「次のアからナまでに掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれに定める額」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。）」を削り、同号イからシまでの規定中「使用距離が」を削り、同号ス中「使用距離が」を削り、「片道60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ナ	片道100キロメートル以上である職員	66,400円

第6条第3号イ中「前号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（この号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に次項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同号ウ中「が前号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に次項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（同号イに掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同条を第14条とする。

第11条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第3号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(駐車場等の要件)

第9条 第6条に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）は、自動車等の駐車のための施設であつて、次に掲げる要件（自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、自動車等の駐車のための施設に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると病院事業管理者が認める場合にあっては、病院事業管理者が別に定める要件）を満たすものをいう。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして病院事業管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第6条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして病院事業管理者が定める施設でないこと。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第10条 第6条第2項第1号に規定する1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を

超える場合にあっては、5,000円)とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ 駐車の都度その料金を払う場合 職員が茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条第1項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を1往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤21回分の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 病院事業管理者が別に定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前から改正後の第6条に規定する駐車場等を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同条第2項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。